

平成30年度 第1回安城市男女共同参画審議会 議事要旨

日 時 : 平成30年7月4日(水) 10:00~12:00
場 所 : 安城市役所 第10会議室
出席委員 : 船尾委員、重田委員、久恒委員、平岩委員、松田委員、嶺崎委員、
柴田委員、杉浦委員、岩井委員、大澤委員、手島委員、石原委員(12名)
事務局 : 三星市民生活部長、牧市民協働課長、石川市民協働課長補佐、満島(記)、
加藤、太田
傍聴者 : なし

1 今回の会議の目的

- ・第3次安城市男女共同参画プランの最終総括の承認

2 議事録

事務局:

第1回安城市男女共同参画審議会を開催いたします。

〈市民憲章唱和〉

事務局:

それでは、今回が改選後初めての会議開催となりますので、冒頭に副市長からご挨拶を申し上げます。

副市長:

皆さん方におかれましては大変お忙しい中、平成30年度第1回の安城市男女共同参画審議会にご出席をいただきありがとうございます。

この審議会は安城市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画社会実現のために設置されたものです。今回お集まりいただいた皆様には、2年間委員として、ご活躍されている、それぞれの立場から、ご意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、国におきましては、2015年度に女性活躍推進法が施行され、女性の活躍が社会の持続的な発展に不可欠であることが明示されています。また、本市でも、第8次安城市総合計画において、女性が活躍できる社会環境の整備を重要な取り組みの一つとして位置づけ、この目標実現のため、平成28年から2カ年をかけて、第4次安城市男女共同プランを策定しました。

この4次プランでは、多様な課題に対応するため、女性活躍の場を職場に限定せず、家庭生活、地域活動など、希望する場で活躍でき、誰もがその生き方を尊重されることを目指し

ています。また、安全安心な暮らしを送るため、従来から必要な取り組みも、当然継承しているところです。

本日の会議で、委員の皆様には3次プランの最終総括の評価をしていただきますが、5月には政治分野における男女共同参画推進法、いわゆる候補者男女均等法も成立しています。女性活躍に対する社会の期待はますます大きくなっています。こうした情勢の中、本市における各種施策は着実に進んでいきますよう、皆様には積極的なご意見を賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

〈委嘱辞令交付〉

〈自己紹介〉

事務局：

本日は、第1回目の審議会ですので、会長、副会長の選出から始めさせていただきたいと思います。安城市男女共同参画審議会規則第3条の規定により、会長及び副会長は委員の互選により選出すると定められています。まず、会長の選出につきまして、ご発言はありますか。

石原委員：

船尾委員さんをお願いしたいと思います。船尾委員は教育委員として活躍されており、男女共同参画への分野に関してもとても長けているためふさわしいと思います。

事務局：

ただいま船尾委員を会長にというご推薦がありました。いかがでしょうか。

委員：

異議なし

事務局：

それでは、船尾委員に会長をお願いしたいと思います。

続きまして、副会長についてご発言はございますか。

船尾委員：

副会長には、重田委員が長年にわたり男女共同参画審議会の委員として関わっておられると聞いておりますし、前回のプラン策定時にも委員でいらしたため、副会長に適任ではないかと思えます。

事務局：

ただいま重田委員を副会長にとのご推薦がありましたが、いかがでしょうか。

委員：

異議なし

事務局：

それでは重田委員に副会長をお願いしたいと思います。

事務局：

続きまして、会長にご挨拶をお願いします。

会長あいさつ

会長：

船尾でございます。推薦していただき会長を務めさせていただきます。私自身は昔、男女共同参画と言われるようになる前から「男女は平等であるべき」「男女が同じように社会に対して責を任持つべき」だと思っていました。

最初、男女平等を訴えていた頃は、「女性が男性をやっつけるぞ」「もう何が何でも女性が優位になるのだ」というような時期もありましたが、これを私は、少し違うのではと考えていました。しかし、男女は同等に「社会に対して責任を持つべき」だと思っていたため、最近の男女共同参画という言い方はとてもしっくりしていて、いいなと思います。

以前、さんかく 21・安城の会長を務めていた時に、この審議会に出席していたこともあります。自分が女性であることもありますが、ずっと男女共同参画の問題に関わってきました。

最近、お茶の水大学が、「自分が女性だと自認する人の入学を認める」とのニュースを耳にしました。このようなことが普通に出てきたり、先ほど、副市長もおっしゃられたように様々な流れがあったりと、かなり男女共同参画が進んできているのではと思います。それでもまだやはりこの審議会は大事だと思います。

なぜなら、本当に一人ひとりが当たり前だと思うまでは、まだ到達したといえませんが、だからどこかで何か意識的に頑張っていくということが無いと「みんな普通にそう思っている」という社会にはならないのではと思います。男女共同参画社会を目指して、確実に近づいていってほしいと思いますので、みんなで頑張っていけたらと思います。

会長の力不足の分、委員の皆様にご協力いただき、話し合いが有意義に行えるように進めていきたいと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局：

ありがとうございました。ここで副市長は他の公務のため退席させていただきます。

事務局：

それでは、議題に移らせていただきます。審議会規則第4条の規定に「会長が議長を務める」とございますので、会長に議事のとり回しをお願いします。

議題（1）第3次安城市男女共同参画プランについて

会長：

それでは、議事を進めさせていただきます。

議題（1）第3次安城市男女共同参画プランについて、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：

〈第3次安城市男女共同参画プランの概要について説明〉

会長：

ありがとうございました。何かご質問等ありますでしょうか。

よろしいですか。

議題（2）第3次男女共同参画プランの施策状況調査シート最終総括

会長：

続きまして、議題（2）第3次男女共同参画プランの施策状況調査シート最終総括について事務局より説明をお願いいたします。

〈第3次男女共同参画プランの施策状況調査シート最終総括について説明〉

会長：

ありがとうございます。それではただいまの説明につきまして何かご意見がありましたらお願いします。

石原委員：

私も男女共同参画に携わっているので、この男女共同参画の意識を広めるというのは本当に難しいと感じています。成果が数字で出るものでもなく、きちんとわかるものでもないため、とても難しいと思います。しかし、やり方次第ではまだまだ伸び代はあるということ、今回LGBTの講座を通して感じました。多くの方に知ってもらうために、ありとあら

ゆる所にチラシの配布、広報やホームニュースに掲載し、多くの参加者を集めることができ、手ごたえを感じました。

また、評価がA判定のものでも、まだ伸び代があり、私たちのやれることがまだまだたくさんあると思います。例えば、図書館の男女共同参画に関する蔵書冊数で判定していますが、蔵書数だけでなく、どのように借りられているかなどの追跡調査や、常設で男女共同参画に関するコーナーを設けるなどしてはどうか。また、学校にパンフレットを配布していますが、その中で少しでも興味を持ってもらうため、各学校の先生に「どのように活用したか」について調査しても良いと思います。これからはこのようなことが大事になってくると思います。

「新しい私」発見講座も、受講者を集めるのに苦慮しています。しかし、受講者は、皆さん「よい内容だ」とおっしゃってくれます。本当に少しずつですが、このような輪が広がっている手応えを感じています。

会長：

ありがとうございます。事務局お願いします。

事務局：

蔵書については、アンフォーレには男女共同参画関連の蔵書棚が常設であります。さらに、さんかく 21・安城では、夏休みにアンフォーレでのイベントを企画しており、男女共同参画のPRをアンフォーレと一緒に計画があるとお聞きしています。これからも互いに啓発をしていけたらと思います。

学校へのアプローチについてですが、パンフレットを学校へ配布するときに、「このように活用してください」などの説明をつけたいと考えています。ただし、学校へ「どのように活用したか」の調査までは少し難しいかと考えています。

石原委員：

ある中学校の校長先生と話した時に、「あの男女共同参画のパンフレットどうしましたか」と聞く機会がありました。そうすると、先生としては、「何か指導しなくてはいけない」とか「こうしなければならない」との受け取り方をしてしまったようです。こちらとしては、知ってもらうだけでいいと思います。

嶺崎委員：

事務的なことでお伺いしたいのですが、この資料1と資料1-1について、資料1の検証指標は評価結果がA～Dまでの評価になっていますが、資料1-1では施策の進捗度の項目が、達成～ABCでDがありません。これは同じものと理解していいですかそれとも違うものなのでしょうか。

事務局：

違うものです。

検証指標は実績値から目標値に対してどうであったかをA B C Dで、数値化しています。それに対して、個別施策は各課がどれだけその施策を達成できたか達成度を達成～A B Cで評価しています。わかりづらく申し訳ありません。

平岩委員：

新任委員として、あえてご意見をいただきたいのですが、資料 1-1 (No.1) の指標について、「家庭内の男女平等」「学校教育の場の男女平等」「社会通念しきたりなどにおける男女平等」と考える市民の割合が「D」評価です。これは、市民の意識の割合から見るとこの評価になるということですが、市民は、家庭の中は男女平等かどうか、職場、市民活動においても、男女の意識を私は持っていないと思っています。特に家庭の中は夫婦どちらが実権を握っていても平等だと思います。

また、市民活動では、女性が代表の団体もありますし、男性が代表の団体もあります。その人たちの行動能力や事務処理能力を皆さんが認めれば女性でも代表になり、女性は能力が低いから補助要員との認識があれば、男性が代表となります。市民のアンケート結果がこうであったからとの意識は、私はないように思います。私は 1000 人以上の企業で管理をしていました。その時、初めて女性の管理職を作るときに、事前に「実はあなたを今度初めて課長職にしたい」と面接をしたことがあります。すると、「うれしいけれども、責任を考えると辞退したい。家庭もあるから」と言われました。営業職の管理職になると女性でも夜間も仕事をしなければならない。能力があり推薦しても、「私は家庭や子育て等様々なことを考えると、あえて辞退したい」ということになります。女性が悪いとかの問題ではなく、日本の気候風土・伝統文化の問題ですから、市民アンケートの結果を見て、市民の認識が「D」評価とは、一致しないのではないかと思います。市民の認識でどこまで上がったら良しとするのか、それが難しい問題と思い、あえて発言をさせていただきました。

会長：

ありがとうございました。事務局お願いします。

事務局：

(No.1) の指標については、3 次プランはどんな評価だったかを示すため、市民アンケートの結果から「家庭内の男女平等」「学校教育の場の男女平等」「社会通念しきたりなどにおける男女平等」と考える市民の割合は評価としては、「D」となります。

ただし、市民意識は様々な考え方があるというのはとても感じていますので、この評価が下がったからできていないのではなく、市民が男女平等について考えるようになってきた

ため、このような結果になったともいえます。この設問は平成16年から継続して調査していますが、今後も継続して行っていき、経年による変化をみていきたいと思っています。

石原委員：

男女すべて半分半分が良い訳ではなく、互いが心地よい状態をつくるのが大切だと思います。

嶺崎委員：

大学で学生を教えています。女子学生から「家庭内のことを兄はやらなくてもよいが、自分は手伝わないといけない」「兄は、大学で下宿してもいいが、あなたは、県内にしてほしい」といわれることがあり、男女平等ではないと感じる学生がいます。このようなこともここに反映されているのではと感じます。

あともう一つ女性が「能力があるのに辞退する」という話ですが、これは本当によくあることだと思います。その理由の一つに長時間労働があります。人間というのは、赤ちゃんの時や、亡くなる前には介護でケアが必要です。人間は、かなりの時間をケアされないと生きていけない生き物なのです。その「ケアする」ことを誰が担っているのかというと、たいてい家庭で女性が担ってきました。このケア労働を、昭和の時代からつい最近まで企業戦士だった男性はやってきてないという現実があり、そういう意味ではケア労働に割く時間が少ない分、長時間仕事に集中できたという環境があります。この環境の中で、女性がケア労働をやりながら、社会に出ていくというのは非常に難しいことです。その時にやはり男性も家庭進出をしていき、女性もまた希望する方は、性別にかかわらず、社会で活躍すればいいし、男性も家庭で家事・育児がおもしろいからやりたいという方はできるように、性別に関係なくケア労働と賃労働を上手に担っていくことがワーク・ライフ・バランスという考え方です。それができなかった時に辞退することが出てくるのは当然だと思います。けれども今後は、「性別ではなくて、能力や、一人ひとりの考え方等に基づいて自由に選べるようにしましょう」というのがいいのではと思っています。

会長：

ありがとうございます。

機械的・物理的に半分半分にするのではなくて、それぞれのやりたいことや、「自分はこうしたい」ということがどこまで通じるかということだと思います。特に家庭内だと、それぞれの家庭のスタイルがあることは構わないと思いますが、その時に一方的に、妻だけが、我慢しているとか、「本当はこうしたいけどできない」みたいなことがあることに気付かないといけないと思います。だからこの「D」判定というのは、気づいた結果なのだと思います。今までずっと当たり前だと思っていたが、それは「当たり前ではなく、私も少し発言していいかしら」みたいな、気づきがあり、このような結果になっている気がします。その流

れの中というかプロセスの中を考えると、このようなことがあってもいいのかなと思います。このようなことを考えていくことがやはり大事だと思います。別に家庭に踏み込み、「それは、おかしいのでは」と判断するわけではなく、社会的には「このような動きがあるのだ」と思っているだけで関係も変わってくると思います。

柴田委員：

資料 1-1 (No.1) の指標の上から三つが「D」評価となっていますが、この理由は何かわかっていますか。何故、下がったか分からないと次にここ上げようとしても、下がった理由が分からないと上げようがないと思います。下がった根拠はありますか。

事務局：

先ほど会長も言われたように市民の意識が変わったからではないかという推測しかありません。ここは、市民の意識の結果であり、「意識がどう変わったのか」までは聞いていないため、根拠はわかりません。しかし、男女共同参画について考える機会が増えたことで、「平等ではない」と考える市民が増えた結果だと考えています。

柴田委員：

そうすると平成 23 年度は、余り何も考えずに答えたため、男女平等と考える市民が増えたが、平成 28 年度は深く理解したから下がったと。そうすると、さらに深く理解すると、もっと下がる可能性もあるということですか。

事務局：

そうならないために頑張っていきたいと考えています。

柴田委員：

分かりました。ありがとうございました。

会長：

結局そういうことだと思います。多分、気づいてくると今まで男女平等っていうことを考えたこともなかった方たちが、家庭内の男女平等を考えてみると「そうか、少し違うかな」と思われたからですね。今後、気づいた方たちを、自然に男女が責任を分担する社会を意識していけるかっていうことを支援するため、「この審議会ですんなり施策を考えましょう」ということだと思っています。

だから、また一時的に少しずつ数値が下がることがあっても、とりあえず皆さんの意識が高まっていくっていうことを目指していろいろな活動をし、イベントを開催し、学校や職場にも働きかけるなどしてる訳ですから、これから先を信じていきたいと思っています。

これからもっと伸びていくことを目標にしていきたいし、そうなるように努力していかなければいけないと感じています。

重田委員：

資料 1-1 (No.1) の指標を見て思うのは、上の三つの「D」判定のところがちょっと焦点当たっていますが、事務局が言うとおりにその下に、

- ・「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成・どちらかといえば賛成の市民の割合が「A」
- ・子どもは女らしさ、男らしさにとらわれず、個性を尊重するように育てた方がよいと考える市民の割合「B」判定

2つの指標があります。これ項目見るとどちらかという理想論、「言われてみればこうだよ」のような指標が「A」「B」となってるということは、意識が高まっているということの反映だと思います。それに対して上の3つの指標

- ・家庭生活の場が男女平等であると考え市民の割合
- ・学校教育の場が男女平等であると考え市民の割合
- ・社会通念・慣習・しきたりなどにおいて男女平等であると考え市民の割合

この指標は、実態がどうかという内容が「D」判定なので、理想が高まった結果、ここが悪くなっていることは、事務局の説明は的はずれではないと思います。今後大事なものは、上の三つの推移も大事ですが、下の二つの「A」判定「B」判定です。これが下がると意識まで下がりますので、この下の二つ「A」判定「B」判定は、さらに伸ばしてもらった結果、上の三つがどうなるか注視しなければならないと思います。

会長：

有意義な討論ができたと思います。時間もありますので、(3) 第4次安城市男女共同参画プランに移ってもよろしいですか

(3) 第4次安城市男女共同参画プランについて

会長：

(3) 第4次安城市男女共同参画プランについて、事務局説明をお願いいたします。

<第4次安城市男女共同参画プランについて説明>

会長：

ありがとうございました。「これから新たに目標を持って努力していきましょう」ということですね。それでは、ご意見のある方いらっしゃいますか。

重田委員：

概要版 3 ページ、「男性職員の育児休業等の取得率」についてですが、この育児休業等の「等」が曲者で、妻が出産した直後の 1 日か 2 日の配偶者出産補助休暇まで入っているのではないかということです。率直な疑問があるので、ぜひ内容・質をよくしていただき、例えば「育児休業を 3 週間取得した」などの本当の育児休業をとれるように、安城市はしっかり汗かいていただき、良い見本になっていただきたいと思います。

事務局：

審議会にてご意見いただきまして、人事課と交渉をしました。

人事課からは「等」は残させてほしいとの回答でした。これからも男性の育児休業の取得が進むように働きかけをしていきたいと思えます。

会長：

ありがとうございます。それでは、議題（4）に移ります。

（4）方針・政策決定の場における女性の参画状況等について

会長：

議題（4）方針・政策決定の場における女性の参画状況等について事務局お願いします。

事務局：

<方針・政策決定の場における女性の参画状況等について説明>

会長：

ありがとうございました。地権者が委員となっており、ごく少人数で構成される審議会などでは、女性委員が 0 人というのは仕方がないですかね。

事務局：

女性委員が 0 人の審議会は 5 審議会あります。

会長：

少し気になったのが、「予防接種健康被害調査委員会」は、女性委員が 0 人ですが、女医さんもいらっしゃいますよね。

事務局：

市民協働課からも委員の改選の際には、女性の委員を入れていただくよう関係課へお願いしています。しかし、各団体から推薦で上がってくるのが現状は男性となっていると聞い

ています。これからも継続してお願いをしていきます。

会長：

一人でも女性が入っていただくと随分変わると思います。ぜひ働きかけしてください。
あと何かご質問等ありますか。

平岩委員：

審議会の委員を公募する時、女性が応募された場合は、意識的に女性を選べば問題が解決するのではと思います。女性を積極的に登用するなど、何か意識的にやっていますか。

事務局：

担当課から市民協働課へ相談に来ることはあります。実際にあった例ですと、男性 1 人女性 1 人の応募があった時に「女性にしないといけませんか」と問い合わせがありました。その際は、「公平に応募者を審査し、良い方を選んでください」とお伝えしました。市民協働課では女性委員の登用率を上げたいのはもっともですが、「必ず女性を登用してください」とは言っていません。「女性の応募がないのですが」と相談に来られれば、「応募していただだけそうな方にぜひ声をかけてください」と伝えています。

会長：

個人の問題もあり難しいところですね。強制的にやるのも違いますし。「何が何でもやってください」というのもおかしな話です。

その他ご意見はありませんか。以上で議題を終了させていただきます。それでは、事務局にお返しします。

市民協働課長：

議事の取り回しありがとうございました。

それでは、本日の会議のお礼を述べさせていただきます。長時間にわたりまして貴重なご意見をいただきありがとうございました。委員の皆様からいただいた意見等は本日の評価を伝える時に一緒に伝えていきます。計画は定まっていますが、各取組の進め方に関しては、委員からいただいたご意見を参考に、より効果があるように取り組んでまいりたいと考えております

次回委員の皆様と顔を合わせることができるのは、来年の今頃です。審議会では、平成 30 年度 4 次プランの進捗を審議していただき意見をいただけたらと思っていますので、よろしく願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

会長：

この会議の資料や議事録はホームページに公開しますか。

事務局：

はい、議事録（案）ができましたら、委員の皆様へ郵送し確認をいただきます。

届きましたら、内容をご確認いただき、議事録確認書をFAX・メールにてご返送ください。修正後、議事録及び資料を市公式ウェブサイトへ公開していきますので、ご了承ください。

久恒：

先ほど、「図書館に良い本を用意しても、うまく活用されなければ意味がない」との意見がありましたが、今度、さんかく 21・安城で、絵本の読み聞かせをしている人、絵本を読んでいる人、教育関係者等に向けて、絵本の中にも実は男女共同参画が含まれてるものがたくさんあることに気づいてもらうための講座を8月と9月に行います。紹介だけさせていただきました。

会長：

小さい頃から男女共同参画の意識を持って成長してほしいですね。

事務局：

以上をもちまして平成30年度第1回安城市男女共同参画審議会を終了したいと思います。本日はありがとうございました

3 会議の結論

- ・会長・副会長の選出
- ・第3次安城市男女共同参画プラン最終総括の承認を得る

4 対応検討事項

特になし